平成２５年（フ）第１５９２号
東京都港区赤坂２丁目９番３号
破産者　株式会社シー・アール総研
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２２７号
東京都練馬区上石神井４丁目16―20―601
破産者　引間登志雄
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８３号
神奈川県横浜市中区花咲町１丁目４番地
破産者　有限会社江戸ッ子商店
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６８４号
神奈川県横浜市南区中里１丁目14―５　塚本荘１―101
破産者　佐久間文子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９１号
神奈川県相模原市中央区上溝2032番地９
破産者　株式会社トップ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９２号
神奈川県相模原市南区下溝761―４―502
破産者　石井　賢一
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９３号
神奈川県相模原市南区下溝761―４―502
破産者　石井　政栄
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９００号
神奈川県海老名市中新田３丁目13番31号
破産者　有限会社創研
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０１号
神奈川県海老名市中新田３丁目13―31
破産者　柴田　正春
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４４号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目45番５号
破産者　株式会社ジェッツインターナショナル
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４５号
神奈川県藤沢市善行２丁目３―３
破産者　亡高木豊相続財産
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７０号
東京都江戸川区西葛西３丁目９―35―1309
破産者　藤井　秀幸
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７４号
東京都中野区野方１丁目７番６号
破産者　株式会社ラ・モーダ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７５号
東京都練馬区関町北２丁目30―９
破産者　多田　　博
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０２４号
東京都杉並区永福２丁目２番３号
破産者　有限会社ひふみ酒店
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３１号
東京都千代田区神田神保町２丁目14番地
破産者　株式会社ジェンテ
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３２号
千葉県我孫子市東我孫子２丁目29―17
破産者　井野　　隆
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０３４号
東京都杉並区高円寺北２丁目14番23号
破産者　株式会社エリオ・ジャパン
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４６号
千葉県勝浦市勝浦62番地２
破産者　有限会社岡鉄筋鋼業
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４７号
東京都墨田区向島１丁目７―２　酒井３Ｆ
破産者　岡　　康雄（旧姓川岸）
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０５５号
東京都台東区東上野１丁目５番４号
破産者　マロン栄商事株式会社
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０５６号
東京都台東区池之端３丁目３―15　富山方
破産者　栗山　淳一
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０６４号
神奈川県相模原市中央区南橋本２丁目５番10号
破産者　有限会社美建工業
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部